東京都循環器病対策推進計画 素案

令和3年0月0日

第1章 東京都循環器病対策推進計画とは

- 1 はじめに
- 2 他の計画との整合と計画期間

第2章 循環器病を取り巻く状況

第3章 「東京都の将来の医療~グランドデザイン~」の実現を目指した東京都の循環器病対策の方向性

- 1 東京の将来の医療~グランドデザイン~
- 2 東京独自の循環器病対策の方向性
 - I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来に渡る進展
 - Ⅱ 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
 - Ⅲ 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実
 - Ⅳ 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

第4章 計画の推進主体の役割

巻末資料

第1章 東京都循環器病対策推進計画とは

1 はじめに

- 脳卒中、心臓病その他の循環器病(以下「循環器病」という。)は、国民の主要な 死亡原因であり、平成 30 年の人口動態統計によると、心疾患の死亡原因は第2位、 脳血管疾患は第4位であり、両者を合わせると、悪性新生物(がん)に次ぐ死亡原因 となっており、年間 31 万人以上の国民が亡くなっています。
- こうした現状に鑑み、予防や医療及び福祉に係るサービスの在り方を含めた幅広い 循環器病対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「健康寿命の延伸等 を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(以下「基 本法」という。)」が平成30年12月に成立し、令和元年12月に施行され、国は、 対策の基本的な方向について明らかにする「循環器病対策推進基本計画」(以下「基 本計画」という。)を策定しました。
- そこで、都は、基本法第 11 条に基づく「東京都循環器病対策推進計画」を策定し、 高度医療が集積するなど東京の強みを生かし、東京の実情に応じた循環器病対策を総 合的・計画的に推進していきます。
- 循環器病対策を推進するに当たっては、平成30年に策定した東京都保健医療計画 における「東京都の将来の医療~グランドデザイン~」の実現に向けた4つの基本目 標ごとに、
 - I 救命救急センターを中心としたネットワークの構築、救急搬送体制の整備
 - Ⅱ 医療機関連携の推進、リハビリテーション体制の充実、緩和ケアの推進、小児期・若年期の患者に対する医療の提供
 - Ⅲ 循環器病の予防・健診の普及、知識の普及啓発、医療・介護連携の推進、治療 と仕事の両立支援・就労支援、相談支援の充実
 - Ⅳ 高度・先進的医療を担う人材及び、在宅療養を支える人材や相談支援を担う人材の確保・育成
 - などの課題について、取組むべき方向性を示しました。
- これまで培ってきた、東京の医療・介護・福祉をさらに発展させることができるよう、予防から治療、在宅療養、就労に至るまで総合的に取組を展開し、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現を目指していきます。

2 他の計画との整合と計画期間

- これまで、都は、「東京都保健医療計画」をはじめ、「東京都高齢者保健福祉計画」、「東京都障害者・障害児施策推進計画」、「東京都医療費適正化計画」及び「東京都健康推進プラン21」等に基づき、循環器病対策に取り組んできました。本計画はこれらの関連する計画との整合性を図ります。
- 計画期間は、令和 3 年度から令和5年度までの3年間とし、それ以降は少なくと も6年ごとに計画を改定していきます。
- 東京都循環器病対策推進協議会を開催し、本計画に定めた指標の達成状況について 評価を行い、計画の進行を管理します。